

国際取引法学会 執筆・投稿要領

1. 用語

本要領で使用される用語は、「国際取引法学会 執筆・投稿規程」（以下「執筆・投稿規程」という）で定義された用語に従う。

2. 目的

本要領は、「執筆・投稿規程」に従い執筆、投稿される原稿の、執筆形式の統一を目的とする。

3. 原稿の執筆原則について

(1) 原稿の執筆者は、「執筆・投稿規程」、および、本要領に従って執筆を行うものとする。特に、執筆者は、「執筆・投稿規程」第 3 条 2 項、および、3 項で定める執筆原則を遵守しなければならない。

(2) 「執筆・投稿規程」第 3 条 2 項(a)号、もしくは、(c)号の規定にかかわらず、執筆者が学会誌、その他の学会編集文献、もしくは、その他一般の法律雑誌掲載論文を他の媒体で掲載する必要がある場合、編集委員会に対してその理由、掲載媒体を示し、その他編集委員会が要求する事項に回答した上で、その事前承認を取得する。編集委員会は、その請求が正当な理由に基づくと判断する場合は、出版社の同意など必要手続きをとり、できるだけ早く承認する。

(3) 「執筆・投稿規程」第 3 条 3 項に従い著作物を正しく引用するためには、公表された著作物について、下記 6 および 7 に従った形式に従い、著作者の人格権に留意し、正常な目的の範囲で使用するものとし、引用文をかぎ括弧（「」）でくくって表示するなど、自己の著作と区別する方法で行わなければならない。

(4) 執筆者が当該学会員以外の者である場合には、執筆依頼者および共著者は、当学会への入会を勧めるよう努めるものとする。

(5) 執筆者は、投稿に当たり、この要領にて様式を規定する原稿投稿フォームに必要事項を記入して、提出しなければならない。

4. 学会誌の掲載原稿

(1) 日本語原稿では、原則ワードにて A4 横書きで、1 頁 40 行×40 字（サイズ 10.5）を基本とし、本文、注、図表、参考文献等を含め合計で所定の文字数以内に収めるなければならない。論文および研究ノートは、スペース含め 3 万字以内とし、外国判例評釈および書評は、スペース含め 1 万 5 千字以内とする。日本語以外にも、執筆者は英語で原稿を投稿することができる。この場合、論文および研究ノートは、要旨、本文、注、図表、参考文献等を含め 15,000 ワード以内とし、外国判例評釈および書評は、7,500 ワード以内とする。

なお、日本語原稿、英語原稿にかかわらず、特に編集委員会から別途字数その他について指示があれば、それに従う。

(2) 和文・英文論説とも、英文でタイトル、氏名、所属、地位を、原稿と同時に提出する。和文論説については上記の英文に加え和文のタイトル、氏名、所属、地位を記載する。

メインタイトルとサブタイトルで構成されている場合は、“Legal Issues on Cloud Computing : Focusing on Trans-border Flows of Personal Data”のように“-”ではなく“:”を使用する。また前置詞以外は、単語の最初のアルファベットは大文字とする。

(3) 本文冒頭にタイトル、所属、地位、氏名（ふりがな）を和文および英文で入れ、次にキーワード（5つ程度）、日本語要旨（400字程度）、英文 abstract（200ワード程度）、本文の順番に書く。各頁には頁番号を付ける。

(4) 原則として、本文冒頭に「はじめに」で問題提起を行い、末尾に「おわりに」を付し、その結論を書く。英語の原稿はこれに準じる。

5. その他の学会編集文献、および、その他一般法律文献の掲載原稿

(1) 上記4の学会誌掲載の原稿に準ずる。

(2) 字数制限、その他の制限については、原則出版社等と協議の上、編集委員会が指示する。

6. 原稿執筆の要領

(1) 章立て

章立ては、次のような順番を原則とし、各項目にはできるだけ表題をつけるなど、読みやすくする工夫をする。

大項目： I、II、III、IV・・・

中項目： 1、2、3、4・・・

小項目： (1)、(2)、(3)、(4)・・・

細項目： (a)、(b)、(c)、(d)・・・

次の細項目： (i)、(ii)、(iii)、(iv)・・・

更に細項目： ①、②、③、④・・・

(2) 文体

「である」調を原則とし、「です、ます」調は用いない。

(3) 「かな」の使用

接続詞、副詞などはひらがなとし、また読みやすくする必要ある場合、できるだけ漢字でなく、「かな」を使用する。

例、

敢えて→あえて、予め→あらかじめ、或いは→あるいは、言う→いう、如何に→いかに、一切→いっさい、未だ→いまだ、色々→いろいろ、得ない→えない、於いて→おいて、恐らく

→おそらく、自ずから→おのずから、及び→および、係る→かかる、極めて→きわめて、毎→ごと、更に→さらに、従って→したがって、暫く→しばらく、既に→すでに、即ち→すなわち、全て→すべて、沿った→そった、但し→ただし、大体→だいたい、達→たち、例えば→たとえば、為→ため、出来る→できる、通り→とおり、と共に→とともに、止める→とめる、何故→なぜ、等→など、先ず→まず、又→また、または、満たす→みたく、勿論→もちろん、専ら→もっぱら、最も/尤も→もっとも、元々→もともと、我が国→わが国

(4) 数字

アラビア数字を原則とする。(1人、第1に、1か所、1か年(一ヶ月や一カ月は使わない))。

但し熟語、または、固有名詞的なものに数字が入っている場合(一方的、二次災害、一貫して、一元的、再三にわたり、第四銀行)、不確定数(十数人、数万人など)は漢字を使用する。また直接引用の場合は、原文に従う。

1st、2nd、3rd、4th…の表示は、1st、2nd、3rd、4th…でも、1st、2d、3d、4th…でも良い。

(5) 単位

カタカナを用いる(メートル、キログラム、パーセント)

(6) 括弧

通常は()を用いる。原文にないものを補う場合は、[]を用いる。

(7) 強調

アンダーラインを原則とし、傍点、イタリック、網掛けは用いない。

(8) 国名、州名、都市名

国名、米国、豪州、カナダの州名、首都、有名な大都市はカタカナ表記。それ以外は原語で記載し、必要に応じてカッコ内にカタカナで発音を表示。国名については、外務省の国名表示とする(at <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html> as of 2015.2.13)

(9) 外国語のカタカナ表示方法

なるべく原語の発音どおりに表示するが、完全に日本語となっているものは慣用に従う。

(10) 注の表記方法

原則、論文ごとの通し番号のうえ文末脚注とし、章、節ごとに番号を独立させない。(ただし、出版社により、注の表記方法が異なる場合もあり、たとえば「国際商事法務」掲載論文、その場合は、それに従う)

7. 日本の文献、判例などの引用方法

原則、法律編集者懇話会「法律文献等の出典の表示方法」(最新版)(以下「懇話会表示方法」という)による。以下は、「懇話会表示方法」による表示方法の典型例であり、これ以外の表示方法、および、詳細については、これを参照のこと。

例

(1) 文献の引用

(a) 単行本

単独著書

井原宏『国際取引法』100 頁（有信堂、2008）。

共著書

澤木敬郎・道垣内正人『国際私法入門 第 7 版』35 頁（有斐閣双書、2012）。

澤田壽夫ほか『マテリアルズ国際取引法 第 3 版』40 頁以下（有斐閣、2014）（共著者が 3 人以上の場合）。

講座もの

杉浦保友「外国公務員贈賄における法人の責任について」柏木昇編『国際経済法講座 II 取引・財産・手続』421 頁（法律文化社、2012）。

記念論文集

野田博「社会的責任を意識した企業活動の拡大・支援と法—英国における CSR 論議を中心として」川村正行先生退職記念『会社法・金融法の新展開』355 頁（中央経済社 2009）。

(b) 雑誌、論文

松下満雄「中国のレアアース等輸出制限をガット協定違反とする WTO パネル報告書」国際商事法務 42 巻 6 号 833 頁(2014)（第 42 巻、第 6 号とはしない）。

(c) 翻訳書

ジェロルド・A・フリーランド(久保田隆・田澤元章監訳)『アメリカ国際商取引法・金融取引法』25 頁(レキシス・ネキシス・ジャパン 2007)。

(d) 座談会

岩原紳作ほか「改正会社法の意義と今後の課題(上)」商事法務 2040 号 11 頁[坂本発言](2014)。

(d) 再度の引用

井原・前掲注(28) 105 頁。

(2) 判例の表示

最判昭和 56 年 10 月 16 日民集 35 巻 7 号 1224 頁。特に該当部分を引用する場合は最判昭和 56 年 10 月 16 日民集 35 巻 7 号 1224 頁 [1226 頁]

東京地判平成 3・1・29 判時 1390 号 98 号

8. 外国文献、判例などの引用方法

原則、『国際法外交雑誌』執筆要領に準拠する。しかし国により表示方法が異なることから学会として統一するのではなく、Bluebook やその他、一般に受け入れられている表示方法に準拠していれば、認める。以下は参考までに表示例を示す。

(a) 単行本

単独著書

著書名、書名（イタリック）、版、（出版社名、出版年）、引用頁（p.）

Michael Bridge, *The International Sale of Goods*, 3d ed. (Oxford University Press, 2013), pp.12-14

Carole Murray, et al, *Schmitthoff's Export Trade* 12th ed., (Sweet & Maxwell, 2012), pp40-43

(b) 雑誌、論文

執筆者名、論文名(" ") in 編者名(ed.)、書名 (イタリック)、(巻号または出版社名、発行または出版年)、引用頁(p.)

Ingeborg Schwenzer and Christopher Kee, "Global Sales Law - Theory and Practice" in Ingeborg Schwenzer (ed.) , *Toward Uniformity, the 2d Annual MAA Schlechtriem CISG Conference, International Commerce and Arbitration Volume 8* (Eleven International Publishing 2011), pp155-163

Genevieve Beyea, "Morrison v. National Australia Bank and the Future of Extraterritorial Application of the U.S. Securities Laws", *Ohio State Law Journal*, Vol.72 (2010), pp.537- 539

(c) 判例の表示と引用

米国判例の引用例は次の通り。

事件名 (当事者名。自然人では姓のみ、国が当事者であるときは、United States とし、州の場合は、州名のみを掲げる)、判例集の巻数、判例集名の略号、判例集の頁数、判決年。
Morrison v National Australian Bank 事件.

561 U.S. 247 (2010.) あるいは、130 S.Ct. 2869,2886 (2010)

米国連邦下級審判例 (例えば、Morrison v National Australia Bank の第二巡回裁判所判決)

547 F.3d 167, 168 (2d Cir.2008)

(d) 法令の表示と引用

米国家令の例は次の通り。

法令名と Code 名、発行年(括弧書き)

なお、Code 名は略記することができるが、その方法については、Bluebook による。

連邦法である Section 10(b) of the Securities Exchange Act of 1934 の引用例

15 U.S.C. § 78(b) (2006)

なお、非公式の Code で引用する場合、原則出版社あるいは、編集者名を括弧中に年号と併記する。

Uniform Commercial Code のような統一法の表示例

U.C.C. § 2-1-1 (1977)

リステートメントの表示例

Restatement (Second) of Contracts § 200 (1979)

(d) 再度の引用

前掲の場合

Bridge, *supra*, note 7, at pp.102-125.

直後の文献引用の場合

Id., at p.46.

頁数も同じ箇所を引用する場合

Ibid.

後掲の場合

infra., at p.66.

なお、*supra*, *id.*, *ibid.*, *infra* はイタリック表示とする。

9. オンライン・データベースなどの引用

(1) LEXIS、WESTLAW の引用

Morrison v National Australia Bank 事件の連邦地裁（NY 南地区）の判決は、WESTLAW で掲載されており、これをつぎのように表記する。

Morrison v National Australia Bank, 2006 WL 3844465 (S.D.N.Y. 2006)

(2) インターネット・サイトの引用

情報の追加、削除、サイト自身の移動が頻繁に行われることから、できるだけ他の媒体による引用による。しかし、引用をする必要がある場合、サイトの URL と最後に確認した日付を次のように記載する。

at <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html> (as of February 13, 2015)

10. 原稿送付に関する事項

原則として、E メールに原稿を添付して、期限までに編集委員会委員長宛に提出する。

11. 本要領の解釈・適用について

編集委員会は、本要領の解釈または適用に関する疑義について決定する権限を持つ。

12 本要領の改正

編集委員会は、執筆・投稿規程の下で、必要に応じて、本論文原稿執筆要領を改正することができる。

附則

本要領は、2015 年 3 月 1 日から施行する。

附則

本要領は、改正日から施行する。

原稿投稿フォーム（PDF）

国際取引法学会編集委員会 制定 2015.3.1.
国際取引法学会編集委員会 改正 2025.4.23
国際取引法学会編集委員会 改正 2026.4.07